

佐賀県人事委員会訓令第一号

事務局

佐賀県人事委員会事務局処務規程（昭和六十二年佐賀県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

別表中第三十八号を第四十号とし、第十七号から第三十七号までを二号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の二号を加える。

十七 不服申立規則第十条の三第二項の規定による不服申立人の地位承継の届出の処理に関する事。

十八 不服申立規則第十条の三第五項の規定による不服申立人の地位不承継の申出の処理に関する事。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。